## 令和3年第3回羅臼町議会定例会(第1号)

令和3年9月13日(月曜日)午前10時開会

#### 〇議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 7 報告第 6号 専決処分した事件の承認について

日程第 8 議案第41号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

日程第 9 議案第42号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予 質

日程第10 議案第43号 令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

日程第11 議案第44号 令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正 予算

日程第12 議案第45号 令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

日程第13 議案第51号 羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

日程第14 議案第46号 羅臼町過疎地域持続的発展特別事業基金条例制定について

日程第15 議案第47号 羅臼町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条 例制定について

日程第16 議案第48号 羅臼町証紙条例の一部を改正する条例制定について

日程第17 議案第49号 羅臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す る条例制定について

(日程第16、議案第48号及び日程第17、議案第49号2件一括)

日程第18 議案第50号 財産の取得について

#### 〇出席議員(9名)

 議長10番佐藤
 晶君
 副議長9番小野哲也君

 1番加藤
 勉君
 2番田中良君

 3番髙島譲二君
 5番坂本志郎君

6 畨	松	原		<b>户</b>	君
8番	鹿	又	政	義	君

〇欠席議員(0名)

〇地方自治法第121条により説明のため出席した者

湊屋 稔君 長 副 町 長 川端達也君 教 育 長 和田宏一君 監査委員 松田 真佐都 君 企画振興課長 八幡 雅人君 総務課長 本 見 泰 敬 君 税務財政課長 対 馬 憲 仁 君 税務担当課長 飯島 東君 環境生活課長 湊 慶 介 君 保健福祉課長 福田一輝君 保健·国保担当課長 久 代 君 洲崎 産業創生課長 大 沼 良 司 君 佳 典 君 佐 野 健 二 君 まちづくり担当課長 建設水道課長 石 﨑 学 務 課 長 平田 充 君 社会教育課長 野 田 泰 寿 君 鹿又明仁君 会計管理者

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松 﨑 博 幸 君 議会事務局次長 長 岡 紀 文 君

### 午前10時00分 開会

#### ◎開会・開議宣告

○議長(佐藤 晶君) おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、令和3年第3回羅臼町 議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会期中における議場内でのマスク着用並びに出入口3か所を開放いたします。ただし、発言時においては、一定の距離を確保した上でマスクを外すことを許します。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐藤 晶君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番村山修一君及び 8番鹿又政義君を指名いたします。

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長(佐藤 晶君) 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から9月16日までの4日間とし、議案審査のため、9月14日及び9月15日の2日間は休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月16日までの4日間とし、議案審査のため、9月14日及び9月15日の2日間は休会とすることに決定いたしました。

議事審議に入る前に、御報告を申し上げます。

去る8月29日、私どもの同僚議員、井上章二君が死去されました。尊い人材を失い、 誠に痛恨にたえない次第でございます。

故人の生前における多大なる御功績に対して深く感謝を申し上げますとともに、心より

御冥福を申し上げ、謹んで御報告申し上げるものであります。

本日ここに、同僚議員であります小野副議長から、弔意を表したいという申し入れがありましたので、これを許します。

小野哲也君。

#### 〇副議長(小野哲也君) 追悼の言葉。

ただいま御寛恕を賜りましたこと、誠に幸甚に存じます。

ここに、謹んで、羅臼町議会議員、故井上章二様に対し、追悼の意を込めて申し上げさせていただきます。

7月中旬ごろ、御容態に支障を来たし、入院されたとお伺いいたしました。お見舞いに 伺った方の話では、とても元気なお姿で、9月議会では一般質問をしたいとおっしゃって おられましたようなので、きっと、井上さんのことですから、その体調をお戻しになられ て、お元気に議会復帰され、いつもどおり理路整然たる一般質問をされることと固く信じ ておりましたが、突然の訃報の知らせにただただ驚き、誠に痛恨の情に堪えないものであ ります。

貴兄におかれましては、平成3年4月、衆望を担い、見事町議会議員に初当選され、3期12年の議員活動を行い、そして、16年の歳月を経て、令和元年、議会の定員割れが危惧されるとの思いから立候補を決意し、89歳という、全国で2番目の年齢での当選を果たしました。

通算4期の議会活動の中では、利害得失を顧みず、不動の信念と卓越した見識を持って 町政に参画し、町発展のために尽瘁され、議会運営委員会委員長、環境厚生常任委員会委 員長、総務建設常任委員会副委員長、決算特別委員会委員長を歴任され、常に貴重な役割 と責任を固持し、終始羅臼町の行政の推進に大きな足跡を残されました。

晩年は、あの今にも絡まりそうな透明な管と、どれだけ大きな音で聞いておられるのだろうと思ってしまうほどのノイズを上げる、まるで昭和初期につくられたかのような補聴器を、私は忘れることはないでしょう。

今、井上さんの議席には、ひっそりと弔花が飾られています。私たちが失ったものは大きく、後輩として、これによぎる悲しみはありません。

今後の羅臼町の発展のために、いかに多くのお力添えをいただけたかと思うと、誠に残 念でなりません。

生前、力いっぱいまちづくりに奔走された井上さんの情熱を、私たち議員一同もしっかりと受けとめ、さらなる羅臼町発展に努力してまいる所存であります。

多くの思い出をお残しいただいた井上さんに、全幅の深謝と哀悼の意をささげ、追悼の 言葉を献上いたします。

令和3年9月13日、羅臼町議会副議長、小野哲也。 以上です。

○議長(佐藤 晶君) ありがとうございました。

ここで、議場の皆様とともに、故井上章二君に対し、黙祷をささげたいと思いますので、皆さん、御起立、お願いいたします。

黙祷。

(黙 祷)

○議長(佐藤 晶君) 黙祷を終わります。

着席ください。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長(佐藤 晶君) 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

資料は議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

### ◎日程第4 町長行政報告

**〇議長(佐藤 晶君)** 日程第4 町長からの行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

**〇町長(湊屋 稔君)** おはようございます。

令和3年第3回羅臼町議会定例会の開催に当たり、議員各位の御出席を賜りましたことをお礼申し上げます。

先ほど井上章二議員に対する追悼の言葉、並びに黙祷がささげられました。

井上議員からは、今期、約2年半の間、幾度となく質問席に立ち、様々な御提言をいた だきました。

特に年度初めの執行方針の際には、今回はよかったよ、あの部分はもう少し、とにかく 町民のためになることをしなさいといった評価、叱咤激励を毎回のように頂戴し、励まし ていただきました。年齢や持病をお持ちのお体をおして、羅臼町の発展のために御尽力い ただいた、そのお姿は、私たち行政を担う者に身をもってお示しくださったものと思って おります。

今後、さらなる御活躍を期待するところではありましただけに、再びこの議場でまみえることもかなわず、御指導賜ることができなかったことは、悲しく、残念に思いますとともに、ここに改めてこれまでの御功績をたたえ、また、感謝をし、心からの御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、お許しをいただきましたので、これより3件の行政報告をさせていただきます。

1件日は、新型コロナウイルス感染症についてであります。

8月中旬から、羅臼町内において、新型コロナウイルス感染症陽性者の発生が続き、8月15日から3週間で合計61人の公表がありました。町民の皆様には、多大な不安や心配を与えてしまったことに対し、大変申し訳なく思っております。

また、感染された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

羅臼町内での感染拡大により、中標津保健所を初め、コロナ病床を有する町立中標津病院、市立根室病院、町立別海病院など、感染した町民の方々の対応をしていただいたことに心より感謝申し上げる次第です。

この感染拡大において、羅臼町内で行われた若者の集団での飲食が要因の一つではないかと新聞報道等で取り沙汰されました。この団体の活動に対して、事前の情報がありながら、飲食のあり方などについて適切な指導が行き届かなかったことに対し、大変反省をしております。

今後は、このようなことがないよう、しっかり事業運営をしてまいります。

この状況を受け、町の非常事態と認識し、これ以上の感染を拡大させないよう、8月2 3日に羅臼町まん延防止特別措置宣言を発出いたしました。

町民の皆様には、基本的な感染防止対策の徹底に加え、不要不急の外出自粛、家族以外 との飲食を避けるなどをお願いいたしました。

また、飲食店には、酒類提供を終日行わず、20時までの営業としていただくことや、 カラオケ設備の使用を行わないなどの協力要請をし、宣言期間中の全てに御協力いただい た飲食店に対し、協力支援金の交付をしたところです。

さらに、町内公共施設の休館、町主催事業である社会教育事業や保健事業、狂犬病予防 接種を延期または中止といたしました。

また、人が密になると考えられる葬斎場利用人数の制限を、町内会長や葬儀会社などへ 通知させていただきました。

新型コロナワクチン接種につきましては、この間も感染防止対策を徹底して実施してまいりました。9月12日現在で68.2%の方が2回目の接種を終了されております。

重症化予防や感染防止に効果があると言われておりますので、ワクチン接種について、 希望される方への接種を継続してまいります。

この期間に発出をしておりました羅臼町まん延防止特別措置宣言につきましては、先週から町内の感染状況が落ちついてきていることから、9月12日をもって終了とさせていただいております。

しかしながら、北海道における緊急事態宣言が9月30日まで延長されましたことから、道の要請内容に沿って、引き続き特定措置地域との不要不急の往来の自粛、マスクの着用や、小まめな手指消毒、4人以内での短時間の飲食など、徹底した感染防止対策をとっていただきますようお願いを申し上げます。

また、飲食店事業者の皆様には、営業時間を5時から20時、酒類の提供は一定の要件

を満たした上で19時30分までとし、道の要請内容に御協力をいただきますようお願い を申し上げるところでございます。

9月下旬は、大型連休もあります。この感染症については、依然、予断を許さない状況です。町民の皆様には、何かと御不便を感じて生活されていることと思いますが、再度、 感染防止対策の徹底をお願いいたしますとともに、重ねて、陽性者やその御家族、事業所などに対し、偏見や誹謗中傷のないよう、温かい心遣いを切にお願いをいたします。

2件目は、火災の発生についてであります。

令和3年中、2件目の火災が発生しておりますので、御報告いたします。

この火災は、令和3年8月29日、日曜日、午前11時4分に覚知した岬町の加工場で発生したものです。当時、加工場は休みで、加工場内1階の水道管切断工事中に誤って電気配線を切断したとのことです。その後、切断した水道管から水蒸気が出ており、管の穴から赤い炎を確認したため、地下の火元へ確認に行ったが、熱と煙が充満しており、確認ができず、管の切断面よりバケツ2杯の水を注入したが、煙が収まらないため、消防署へ通報したものです。

この火災により、消防署から3台の消防車が出動しました。初動で、1分団、4分団、5分団が出動しております。

現着時、炎は見えませんでしたが、煙が充満しており、職員3名が空気呼吸器を着装し、地下の出火元を確認しましたが、炎は確認できず、十分な換気後に再度確認するも、 火元は確認できませんでした。

消防車による放水はありませんでしたが、地下ボイラー室の壁がすすにより変色していること、また、ボイラー上部に置いていた長靴が溶けていたことに及び、作業員による目撃情報により、火災と判断しています。

12時14分に火炎及び延焼のないことを確認し、鎮火といたしました。

出火原因については、現在、調査中です。

3件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付させていただきました日報は、令和3年9月10日付けのものであります。前回の定例会でも報告させていただきましたが、主要魚種のホッケが好調でありまして、ここまで数量で約8倍、金額では、単価が104円と安価であったとはいえ、昨年同期と比べ、約3億円増となっております。ホッケにつきましては、昨年秋漁から資源の回復が見られておりましたが、その後も続いていることから、今後も期待するところであります。

小定置などで主に水揚げが期待されておりましたマスは大きく減少しており、約1億円 の減となっております。スケソウは、前年同期より金額で約1億1,000万円の増と なっております。しかし、その分、タラの水揚げが減少をしております。

カレイ類については、平年並みで推移しております。

秋サケにつきましては、始まったばかりですが、ほぼ昨年と同じく、低水準でスタート

しております。これからの漁に期待をするところであります。

全体としては、最悪だった昨年とほぼ同様となっており、非常に厳しい状況か続いておりますが、今後、事故なく、大漁であることを願い、行政報告とさせていただきます。

○議長(佐藤 晶君) これで、行政報告は終わりました。

#### ◎日程第5 一般質問

〇議長(佐藤 晶君) 日程第5 一般質問を行います。

発言を許します。

3番、髙島讓二君。

髙島君。

**○3番(高島譲二君)** まず、新型コロナウイルス感染症に罹患されました町民の皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。

私は、通告しております新型コロナウイルス感染症拡大防止対応と対策について質問いたします。

新型コロナウイルスは、今までのウイルスより感染力の強い、インド由来の変異株、デルタ株になって猛威を振るい、7月後半から8月にかけて、感染者が全国に急拡大に増大しております。

そんな中、北海道保健福祉部の発表によりますと、本町においては、8月15日から8月21日の週に22名、8月22日から8月28日の週に35名、さらに、8月29日から9月4日の週では4名、合計61名という多数の感染者が発生しています。

町は、8月23日に、8月24日から9月12日までの期間、羅臼町まん延防止特別措置宣言を発出していますが、さらなる感染者が増加することも考えられ、これまでの感染状況と、拡大防止対応と対策について質問いたします。

一つ目は、8月15日から8月21日の週に22名の町民が新型コロナウイルスに感染しました。新型コロナウイルスが、昨年、日本に上陸して以来、本町では、今年5月に2名が感染し、その後は感染者がゼロで推移していましたが、8月に急激に新型コロナウイルス感染者が多数感染した要因についてお聞きいたします。

- 二つ目は、9月12日までの感染者の年代別の累計と症状についてです。
- 三つ目は、高校生以下の子どもたちの感染防止について。
- 四つ目は、感染者の病床確保についてお答えください。
- 五つ目は、感染者が自宅療養、あるいは自宅待機の場合の対応について。

六つ目は、感染した妊婦への対応について。

七つ目は、現時点での年代別ワクチン接種率と、今後のワクチン接種予定について、それぞれお聞きし、1回目の質問といたします。よろしくお願いします。

〇議長(佐藤 晶君) 町長。

**〇町長(湊屋 稔君)** 髙島議員から、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応と対策について、7点の御質問をいただきました。

1点目は、感染拡大要因についてであります。

北海道内では、5月の大型連休前後からの第4波と言われる感染者数が増加した後、一たんは減少しましたが、夏休みやお盆など、人の移動が活発化したことから、道央圏を中心に感染者が増大し、当町でも8月中旬以降、感染者の発生がありました。

中標津保健所からいただいた情報によりますと、羅臼町内の感染者の特徴としては、4 0代、50代の方の占める割合がほかの地域と比べ多いと伺っております。

感染経路としては、同居家族からの感染割合が高く、次いで、知人、友人からの感染、飲食店、会食での感染の順となっており、帰省など、感染拡大地域からの人流が増したこと、飲食店、会食などでマスクを外した長時間の飲食の場から、知人、友人、家族、職場での感染へと広がりを見せたのではないかと推測をしております。

2点目は、9月12日までの感染者の年代別累計と感染者の症状についてであります。 北海道では、毎週月曜日に、前の週の市町村別感染者数を公表しております。そのため、先週1週間の感染者数については公表されておりませんので、把握しておりませんが、8月15日から9月4日までの3週間の累計では61名と公表されております。

年代別累計及び感染者の症状などは公表されておりませんが、中標津保健所からいただいた情報によりますと、町内における8月の新規陽性者数52名のうち、10代が9名、20代6名、30代4名、40代12名、50代16名、60代以上5名となっております。

診断時に何らかの症状を有している方が全体の87%を占めるとのことです。

また、中標津保健所や町立中標津病院によると、症状を有しながら、数日間、受診せず、受診時には既に肺炎などの症状が見られる中等症の状況であることから、入院治療となる方も少なからずいるとのことでした。

3点目は、高校生以下の子どもたちの感染防止についてであります。

羅臼町立幼稚園、小学校、中学校での感染対策につきましては、文部科学省から示されております「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、『学校の新しい生活様式』」に沿って、三つの密を避け、人との間隔が十分とれない場合のマスク着用や、手洗いなどによる手指衛生など、基本的な感染対策を継続する取り組みを進めるとともに、羅臼町といたしまして、校舎内に入る前に検温できるサーマルカメラを設置し、発熱などの体調不良の把握に努めております。

また、少しでも体調がすぐれない場合には、無理せず休ませるよう周知をしているところであり、今後も取り組みの徹底を図ってまいります。

なお、今後、国から抗原検査キットの配付がされる予定でありますので、取り扱い基準などにのっとり、有効活用を図ってまいります。

さらには、万が一における学校休校に備え、学びをとめない取り組みとして、各家庭に

タブレットを持ち帰らせ、補完的にリモートでの授業も実施できるように取り組んでおります。

4点目は、感染者の病床確保についてであります。

根室管内では、中標津町立病院が16床、根室市立病院が19床、別海町立病院が軽症者のみで7床、合計42床でございます。

町内で感染された方も、これら3施設へそれぞれ入院されております。

また、そのほかにも、宿泊療養施設として、釧路市内のホテルが確保されており、各保 健所の指示によって利用することになっております。

以前から、根室管内で宿泊療養施設が確保できないか、中標津の保健所へ問い合わせを しておりますが、医師や看護師の体制が確保できない、また、確保したとすれば、医療体 制が崩れてしまうとの説明があり、現状では、根室管内に宿泊療養施設の確保は困難との ことでした。

御承知のとおり、知床らうす国保診療所には、新型コロナウイルス感染症に対する病床はございませんので、これまで以上に感染防止対策や不要不急の外出を避け、管内の医療体制が逼迫しないよう、防災無線や情報メール、ホームページを活用して、町民への周知を図っているところであります。

5点目は、感染者が自宅療養の場合の対応についてであります。

陽性者は、基本的には入院となり、入院調整は中標津保健所が行うこととなっておりますが、4点目で答弁したとおり、管内のコロナ病床には限りがありますので、今回の感染拡大において、軽症や無症状の方は自宅療養となっていると伺っております。

自宅療養者で希望する方には、保健所から自宅療養期間に必要な食品や日用品を配達により受けることができます。

また、重症化の目安となる血中酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターも配付されます。

しかしながら、保健所が行う支援は陽性者のみであり、行動制限が指示される濃厚接触者の支援ではないことから、町では8月19日より、自宅療養者や濃厚接触者への買い物支援事業を開始し、対象者への周知を保健所にお願いをしております。

また、家庭の状況により、自宅療養者と感染していない家族を分ける必要が生じた場合 の宿泊待機施設を専決処分にて整備させていただいております。

さらには、業務が逼迫している保健所から要請を受け、自宅療養者の一部に対し、パルスオキシメーターの配付や、1日2回の健康観察を行っております。

6点目の、感染した妊婦への対応についてですが、中標津保健所に確認したところ、陽性妊婦への対応は、妊娠初期であれば、通常のコロナ陽性者への対応と同様となり、症状に応じて入院や自宅待機、入院治療の必要がないという場合には、医師の判断でホテル療養も可能とのことです。ただし、陽性妊婦の出産に対応できる医療機関は、現在、根室管内にはないと伺っており、本庁指揮室に広域調整を依頼することになるとのことです。

7点目は、現時点での年代別ワクチン接種率と、今後のワクチン接種予定についてであります。

9月12日現在、12歳以上の対象者中、82%の方が1回以上、68.2%の方が2回目の接種を完了しております。

年代別では、10代、20.9%、20代、25.8%、30代、20.5%、40代、57.3%、50代、82%、65歳以降が95%となっております。

今後のワクチン接種についてですが、集団接種の希望調査を実施し、8割以上の方から返答いただいており、その希望状況を考慮し、10月末で集団接種を終了する予定としております。

それ以降については、知床らうす国保診療所において個別接種を継続して行っていただくことになっております。

ワクチン接種により、重症化を防ぐこと、感染を防ぐことに一定の効果があると言われており、希望される方への接種体制は確保してまいりたいと考えております。 以上でございます。

- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。
- ○3番(髙島譲二君) 再質問を行います。

まず一つ目の、感染拡大の要因について、町長からいろいろお答えいただきました。要因としては、お盆時期でもありますし、感染地域からの人流が増えたということで、それでまた、久し振りに会うから、みんな飲食店で集まって、長時間飲食したのが原因ということが推測ということにお答えいただきましたけれども、9月1日付けの道新朝刊には、羅臼の成人式実行委員23人が会食、参加者から感染者、または、町教育委員会、中止を求めずと見出しに掲載されていますが、どのような状況だったか、教えていただけますか。

#### 〇議長(佐藤 晶君) 教育長。

○教育長(和田宏一君) ただいま質問いただきました、二十歳学園の関係についてでございますけれども、経過を含めて答弁させていただきたいと思います。

当該会合につきましては、8月8日の日曜日に、当初、幌萌町にあります農林漁業体験 実習館周辺において、レクリエーションを実施するとのことで、道の蔓延防止対策の重点 措置基準であります屋外でのイベント基準や、道から通知されておりますイベント開催に おける注意事項等について、指導、助言を行うとともに、町外からの出席者につきまして は、PCR検査、または抗原検査を実施するようにしていたところでございます。

実施日当日、雨天ということもありまして、急遽、飲食店での実施に変更になったものでありまして、会場変更につきましては、実施後に報告を受けております。

屋内での実施に当たりましても、1テーブルは4人程度に分け、また、消毒やアクリル板を設置するなど、コロナ対策については万全を期していたところでございますが、結果的に、対外的に見ると、大人数での会食というふうに捉えられるものでありまして、教育

委員会といたしましては、指導が行き届かなかったものと反省をしているところでございます。

以上でございます。

〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。

○3番(高島讓二君) 今、教育長からるる説明がございました。本町で感染拡大したとき、つまり8月15日から21日の週は、新型コロナウイルスデルタ株が首都圏、それから愛知、大阪、札幌も既に感染が急激に増大して、首都圏、大阪では緊急事態宣言が発令されているときでもあります。

いずれにしても、成人式実行委員会の会合で会食したことが発生源ではないかとの疑いもありますが、聞くところによりますと、その後、実行委員会のメンバーが2次会、3次会と、ほかの飲食店に行った。そこでほかのグループとも交流したと聞いています。2次会、3次会で飲食店で会った人たちの中に陽性者がいたかもしれません。いずれも感染源が特定できておりません。

新型コロナウイルスの厄介なところは、感染してもすぐに症状が出ないことです。四、 五日後に症状が出て、初めて気づく。症状がなければ、家族、友人、職場などでいろいろ な人と接する。特に本町の場合は、家族が2世帯同居、3世帯同居の世帯が多いですか ら、家族の1人が感染すると、途端に家庭感染が広まる。感染拡大は、このように多数の 人が感染したと想像できます。こういう時期にこういうことにならないためには、やはり 今の時期は、同居する家族以外の人と飲食を控えることだと思います。

新型コロナデルタ株から、首都圏、札幌と感染拡大している中、お盆休暇で町外からの帰省者もいる中で、会合を許可した教育委員会の認識が甘かったのではないかと言わざるを得ません。教育長も先ほどの答弁でそのようなことが言っていましたけれども、会合に対して、延期、あるいは中止と言うべきだったと思います。以後は、ぜひとも慎重に御判断願いたいと思います。

次に移ります。

二つ目は、感染者の年代別累計と感染者の症状についてです。

先ほど、中標津保健所から52名の感染者の年代と症状が分かりました。残り9人についてはどうなのでしょうか、教えていただけるのか、あるいは感染者が教えたくないと言っているのか、どうなのでしょうか。

〇議長(佐藤 晶君) 保健・国保担当課長。

**〇保健・国保担当課長(洲崎久代君)** 8月中の感染者の状況につきまして、中標津保健 所からの御提供により、先ほど町長が答弁したとおりの人数をこちらでは把握しておりま して、それ以降の人数についての詳細は、保健所からの提供がございませんので、お答え することができませんので、御了承いただきたいと思います。

〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。

**○3番(髙島讓二君)** 教えていただいた時点で、入院された方は何人で、自宅療養は何

人いらっしゃいますか。

- 〇議長(佐藤 晶君) 保健・国保担当課長。
- **〇保健・国保担当課長(洲崎久代君)** 感染者の全員の入院または自宅療養者の人数については、保健所からの数の提供はございませんので、こちらとしてはお答えすることができないということになりますので、御了承いただきたいと思います。
- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島議員。
- ○3番(高島譲二君) 入院されている方もいらっしゃるということで、新聞に中標津病院のことが載っていまして、コロナ病床は逼迫しているというふうに出ていました。それで、羅臼町民がこれだけ感染者がいる中で、何人入院されているかということが分からないということが、ちょっとそれは問題ではないかなというふうに私は思います。できるだけそれは、守秘義務があるかもしれませんけれども、公にするわけではないですから、何人入院しているのかという人数の把握だけ、やっぱりしておくべきではないかなというふうに思いますけれども、その辺はどういうふうに考えていますでしょうか。
- 〇議長(佐藤 晶君) 副町長。
- **○副町長(川端達也君)** 病院の入院の関係でありますけれども、保健所からは、療養の内訳というのは、なかなか個人情報の関係で情報をいただくことはできないのですけれども、中標津病院の、中標津町役場のホームページに、病院の入院状況が出ておりますので、これは羅臼だけではありませんけれども、管内というか、病院の入院患者というのは把握することができますので、その状況を見ながら、病院の医療の逼迫ですとか、病床の逼迫ですとかということを町としては把握している状況でございます。
- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。
- **○3番(髙島譲二君)** ほかの他町の病院に入院しているのですから、その辺は役場のほうで把握するということは難しいのでしょうかね。
- 〇議長(佐藤 晶君) 副町長。
- **○副町長(川端達也君)** 現状の中では、やはり保健所と連携をしながらということになっておりますので、なかなか難しいですけれども、やはり羅臼町として、町民のことはやはり心配でありますので、保健所と連携しながら、役場としてできるものがあれば何でも対応しますということで、保健所と常に連携をとりながら進めている状況であります。
- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。
- **○3番(髙島譲二君)** 我が町の町民がそれで入院されているわけですから、その辺の数の把握はきちっとやっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

高校生以下の子どもたちの感染防止についてですが、夏休み以降、全国的に子どもたちの感染が増加していると報道されています。

また、管内では、中標津小学校が複数学年で感染者が確認され、臨時休校。また、標津 認定こども園では、園児2人と感染者が確認されています。 本町での子どもたちの感染はどのようになっていますでしょうか。

- 〇議長(佐藤 晶君) 学務課長。
- **〇学務課長(平田 充君)** 町内での子どもの感染、学校内ではありませんが、家庭内も含めて、小学生で1名です。

以上です。

- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。
- **○3番(高島讓二君)** それはいつの時点でというのと、あとは、それ以降の感染者は、 増減というか、増えているということはないですか。
- 〇議長(佐藤 晶君) 学務課長。
- **〇学務課長(平田 充君)** いつ感染したかというのはわかりませんが、学校が、2学期からは、8月18日から始まっているのですが、もうその時点で休みをとっているという状況ですので、教育委員会のほうにはそういう報告がありました。
- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。
- ○3番(高島譲二君) 子どもたちの感染者のほとんどが、親からの感染だそうです。親の世代のワクチンの接種率は、先ほど40代、50代でお聞きしまして、40代が57%、50代が82%、30代が20%、約ですけれども、結構、30代はちょっとあれですけれども、40代、50代の親は結構接種されているということで、一安心しているわけですけれども、感染者に関しては、結構40代、50代が多いですよね。それで、子どもたちの感染がちょっと懸念されるわけですけれども、子どもたちのワクチン接種が12歳以上でできるわけですけれども、1回目が82%、2回目が68%だから、大変いい数字だと思うのですけれども、12歳以下の子どもたちにはまだワクチン接種ができませんけれども、12歳以下の感染防止について、どのようにお考えですか。
- 〇議長(佐藤 晶君) 保健・国保担当課長。
- **〇保健・国保担当課長(洲崎久代君)** 12歳以下の方の感染防止対策につきましては、 先ほど町長の答弁にもありましたが、学校での感染防止対策、学校でのガイドラインに基 づきまして、感染防止対策を徹底していただきますとともに、家庭内での感染が多いとい う状況では、引き続き町民の皆様方には、特に感染防止対策を徹底していただきたいなと いうところでございます。

以上です。

- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。
- **○3番(高島譲二君)** 教育長にお伺いしますけれども、仮にクラス、学校での感染者が 複数人出た場合の対応はどのように考えていますか。
- 〇議長(佐藤 晶君) 教育長。
- **○教育長(和田宏一君)** 学校内で感染者が発生した場合の取り扱いについてでございますけれども、羅臼町におきましては、学校内で感染者が1人でも発生した場合につきましては、とりあえず2日間、学校を休校といたしまして、その間に校舎内の消毒ですとか、

その後の対応について保健所等と協議をすることとしております。保健所との協議の内容によりまして、休校期間の日数をその後定めるということにしております。

以上でございます。

- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。
- **○3番(高島譲二君)** 学校全体を休校にするということは今のところ考えていないということですね。学校を休校するということは、今、考えていないわけですね。
- 〇議長(佐藤 晶君) 教育長。
- **〇教育長(和田宏一君)** 現状におきましては、小中学生、児童生徒におきまして、感染者が発生しておりませんので、今のところは休校という考えはございません。
- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。
- ○3番(髙島譲二君) 次にまいります。

中等症以上の病床の確保はどのようになっているかということで、先ほど町長のお答えで、中標津が16床、それから、根室が19床、別海が7床、軽症の場合、7床あるということで、受け入れを行っているということでお聞きしました。これ、本町が、町民が、今回は大量に感染者が発生したのですけれども、この後もずっと、考えたくないのですけれども、たくさん出た場合に、これ、入院できる施設が満床だということも想定しなければならないわけでございます。その場合に、町としてどういうふうに考えるかということなのですけれども、満床で入院できる病院がなければ、自宅療養になりますよね、これ。どうなのでしょうか、これ。

- 〇議長(佐藤 晶君) 保健・国保担当課長。
- **〇保健・国保担当課長(洲崎久代君)** 入院の判断や自宅療養につきましては、保健所が 判断することになっております。病床数につきましても、北海道が調整をして行うことと しておりまして、現状、このような病床数の確保ということになっています。今後、満床 ということになった場合には、保健所の指示で自宅療養ないしは宿泊療養施設の活用にな ると思われますが、症状によりまして、中等症以上の方を入院させるというようなこと で、軽症、無症状の方は自宅療養というようなことになることが予測されるところでござ います。

以上です。

- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。
- ○3番(高島讓二君) その際は、お医者さんが、診るお医者さんがいないということで、保健所のほうですか、町からパルスオキシメーターを渡されて、日々、検温しなければならないということを先ほど答弁でございましたけれども、これ、例えば都会のほうでは、自宅療養から重症化するという例がいっぱいニュースで流れてきているのですよね。それで亡くなられたということが報道されておりますけれども、これ、そういった急激に自宅で病状が悪化した場合に、どういうことができるのかということが、ちょっとそれが分からないのですけれども、それ、お答えできますか。

〇議長(佐藤 晶君) 保健・国保担当課長。

**○保健・国保担当課長(洲崎久代君)** このたびの感染拡大におきまして、保健所の業務が逼迫しているということで、町のほうに自宅療養者の健康観察の依頼がありまして、こちらで対応した経緯がございます。その状況といたしましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、体温ですとか、パルスオキシメーターで肺の状況を観察したりですとか、自覚症状ですとか、いろいろな項目の聞き取りをしまして、症状が悪化した場合には、早急に中標津保健所のほうに連絡をして、中標津保健所の指示を仰ぐということになっております。その場合、中標津保健所のほうで入院等の調整をしていただくということになっております。

以上です。

〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。

○3番(高島譲二君) そのときに、多分、即判断していただければいいのですけれども、時間がかかってしまうという場合には、本当に命に関わる問題だと思うのですよね。 それで、今、盛んに主要都市、そういうところでは、酸素ステーションというものをつくられているのですけれども、それは我が町でできないという、なかなか難しいだろうというふうに私自身は考えております。そのかわりに、例えば携帯の酸素発生機だとか、それから、酸素濃縮機の必要性を考えるわけですけれども、その点についてはどうでしょうか。

〇議長(佐藤 晶君) 保健・国保担当課長。

**〇保健・国保担当課長(洲崎久代君)** 酸素濃縮機等の使用に当たりましては、主治医等の、医師等の診断がまず必要になるかと思います。医療用の濃縮機のため、いろいろな使用に対する基準だったり、使用方法について、しっかりと対応しなければならないということになるかと思いますので、町としてそれを準備してということは、今のところできないかなと思っております。

以上です。

〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。

**○3番(高島譲二君)** 緊急対応もぜひ考えておいていただきたいなというふうに私は思います。

次に移ります。

感染者が自宅療養の場合の手当についてですけれども、これは私が先日、ある4人家族の父親と話しましたところ、娘さんが感染して、一家全員、濃厚接触者となり、保健所からの要請で外出禁止となりました。食料の備蓄がなくて大変困ったそうです。どこに相談したらいいかも分からなかったために、ネットで調べて、ある配食センターに食事を届けてもらったそうですが、アルコールもなくて、消毒もできなかったそうです。幸い、後日、その友人が心配して買い物を代行してくれたそうですが、大変不安な生活だったようです。そういった町民には、ほかにもいたのではないかと思いますが、このような町民に

対して、町がサポートできないかというふうに思いますが、どのように思っていますでしょうか。

- 〇議長(佐藤 晶君) 保健・国保担当課長。
- **○保健・国保担当課長(洲崎久代君)** 自宅療養者の対応につきましては、羅臼町で独自に、先ほど町長の答弁にもありましたが、自宅療養者、または濃厚接触者の御家庭に対して、買い物支援サービスというものを実施することといたしました。これが8月19日から、保健所のほうに、対象者にチラシをお配りして、希望のある方は役場、保健福祉課のほうに御連絡をいただいて、対応しているという状況をさせていただいております。それにつきまして、希望していただくということになるかと思います。

以上です。

- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。
- ○3番(髙島讓二君) その実績は何件ぐらいありましたか。
- 〇議長(佐藤 晶君) 保健・国保担当課長。
- 〇保健・国保担当課長(洲崎久代君) 1件でございます。
- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。
- **○3番(高島譲二君)** 保健所にお願いしている段階だと、やっぱり知らないという町民もたくさんいると思うのですよね。ですから、それは、例えば町独自で町民の皆さんに分かるように、やっぱりお知らせしておくべきではないかなというふうに私は思います。

それで、ちなみに札幌市では、自宅療養者の食料などの支援を予算化して、それから、 食料、マスク、ごみ袋などを希望者まで届けて支援しております。我が町もこれにならっ てそういう予算組みをしたらどうかと思いますが、どのように考えますか。

- 〇議長(佐藤 晶君) 副町長。
- **○副町長(川端達也君)** 今後の感染予防対策、自宅療養者の支援ということを考えますと、もっともっと町として対応できるものについては対応していかなければならないというふうに思っておりますので、保健所と連携しながらになりますけれども、できるものについては実施していきたいと思いますし、今言われたことにつきましても、今後、検討していきたいというふうに思っております。
- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。
- **○3番**(高島譲二君) ぜひ検討のほう、よろしくお願いします。というのは、やっぱりコロナになって、家から出られないというふうなことになれば、誰でも不安になると思うのですよね。だから、そういうことをやっぱりなくするために、町はきちっとそういうことに対してのサポートをしますよということが町民が分かれば、少しでもやっぱり安心感は出るのだと思います。だからそういうことを検討して、やっていただきたいと私は思います。

次に、感染した妊婦への対応についてです。

皆さん御承知だと思いますが、千葉県で30代の妊婦さんがコロナウイルスに感染し

て、受け入れ病院が見つからずに、自宅で早産して、赤ちゃんが亡くなったことが報道されました。受け入れ先病院などの体制はどうなのか、教えていただきたいと思います。

〇議長(佐藤 晶君) 保健・国保担当課長。

**〇保健・国保担当課長(洲崎久代君)** 先ほどの町長の答弁にもございましたとおり、この管内では、出産できる医療機関というのがございません。初期の陽性者につきましては、従来の陽性者と同様に、その症状に基づきまして、入院ないしは自宅療養、医師の判断により、可能であれば宿泊療養施設での待機というようなことがされているとの保健所の回答でございました。

以上です。

〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。

**○3番(高島譲二君)** 今の時点で分からないということなのですけれども、早く、北海道、例えば羅臼から東京のほうまで飛んでいけとか、そういうようなことではないですよね。ですから、例えば管内なのか、エリアなのか、ちょっと分かりませんけれども、そういうことが早く保健所のほうに確認して、分かるように確立していただきたいなというふうに思います。

それから、次に移ります。

7番目の、現時点での年代別ワクチン接種率と今後の接種予定についてですが、先ほど 年代別の接種率をお聞きしまして、羅臼は結構進んでいるなというふうに感じておりま す。

それで、まだ10代、20代、30代がちょっとまだ20%から25%ぐらいなのですけれども、これは10月末で集団接種を終了する予定となっていますが、その10月末で大体どのぐらいのパーセンテージにいくというふうに予想していますか。

〇議長(佐藤 晶君) 保健・国保担当課長。

**〇保健・国保担当課長(洲崎久代君)** 集団接種に関しまして、希望調査をしていたところですけれども、10月10日現在で、返信のない方がいまして、かつ、診療所と連携いたしまして、診療所の予約のない方が257名で、全体の対象者の6%を占めている状況です。

今後につきましては、10月に接種を行います。これが390名で、診療所では200名の10月の接種を確保している状況ですので、この257名の方が全員希望されたとしても、集団接種及び診療所での接種で全員の接種ができる体制はこちらとしてはとっています。あとは、その方々の希望状況に応じて、接種を希望していただくということになるかと思います。

以上です。

〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。

○3番(髙島譲二君) 今、人数で言われたのですけれども、接種率で言えば、大体今、 10代から30代がちょっと接種率が、今の時点では悪いのですけれども、課長の判断と してはどうなのでしょうかね。10月に集団接種で大体パーセンテージはどのぐらいいく 予定ですか。おおよそで結構です。

- 〇議長(佐藤 晶君) 保健・国保担当課長。
- **〇保健・国保担当課長(洲崎久代君)** 願わくば多くの方に接触していただきたいとこちらでは思っている状況で、どの程度希望されるかにつきましては、こちらとしてはお答えできないかなというところです。

以上です。

- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。
- ○3番(高島譲二君) なるべくパーセンテージが、65歳以降は今、95%ですから、このぐらいはいってほしいなと、私自身も希望するわけですけれども、嫌だという方は何人かいらっしゃるのかなというふうに思います。その点については、役場のほうに、接種は嫌だという方、いらっしゃいますか。
- 〇議長(佐藤 晶君) 保健・国保担当課長。
- **〇保健・国保担当課長(洲崎久代君)** 集団の希望調査をしたときに、なぜ希望されないかというのを伺ったことがございますが、高齢者に関しましては、外に出ないからですとか、そういう感染のリスクが低いのでというようなお答えをいただいた方が数名いらっしゃいました。

以上です。

- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。
- **○3番(高島讓二君)** 分かりました。なるべく多くの町民に接種していただきたいなというふうに願います。

また、新型コロナウイルスは、世界では既に新たな変異株、ミュー株ということが発生して、それが今、テレビなどでもニュースになっていますけれども、それと同時に、今のワクチンが有効ではないだととの報道とか、それから、ワクチンを2度接種したにもかかわらず、ブレイクスルー、再感染が起きる可能性が示唆されております。さらに、接種したワクチンの効力が6か月ほどで切れるということも言われておりますが、そうすると、本町は、早い人で6月に接種していますから、12月ごろには3回目の接種、ブースター接種が必要になるのではないかというふうに思いますが、見解はどうでしょうかね。

- 〇議長(佐藤 晶君) 保健・国保担当課長。
- **〇保健・国保担当課長(洲崎久代君)** 3回目の接種につきましては、国の示すとおりで、こちらのほうも検討していくところでございますが、現在のところ、何も通知等がございませんので、その状況を今後も注視してまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。
- ○3番(髙島讓二君) 分かりました。

いろいろな、今後、ウイルス予防薬が今開発されています。来年には認証される薬もで

きるそうですが、予防薬、また、治療薬を早く使えるようにしてほしいというふうに期待 するところであります。

先ほど、感染した町民が、自宅療養の場合には町がサポートできないかということをお話ししました。私は、今回の新型コロナウイルス感染症拡大は災害だと思っています。地方自治体である羅臼町にとって、地域住民の安全を守るのは重要な責務と考えますが、自宅療養されている住民は大変不安感をお持ちであります。このような住民を、行政のサポートが必要ではないでしょうか。そのことについて、町長はどのようにお考えか、お聞きします。

### 〇議長(佐藤 晶君) 町長。

**〇町長(湊屋 稔君)** 今、議員の御質問であります。さまざまな御質問をちょうだいいたしました。羅臼町はこれまで、考えられることを私どもとして行ってきた、そのように思っておりますけれども、まだまだ足りない。結果的に町民の人に多大なる不安を与えたということにつきましては、その一因が羅臼町の対策にある、また、先ほど御指摘いただいた集団での飲食等々にあるとするならば、本当に申し訳ないなというふうな気持ちでございます。

また、療養者のお話でありますけれども、それについては、先ほど8月中の、保健所を介して、感染者の方々には通知をさせていただいております。これを広く町民の皆さんにということ、御指摘がありました。そのことについては、どのような通知ができるのか、そのようなことは検討させていただきたいと。

これまで、そういった自宅療養者、町民の方で苦しんでいる方に、どうやって手を差し のべようかということにつきましては、毎日、対策本部会議を開いております。その中 で、様々なことを考えながら、協議をしながら進めてまいっておる次第でありますけれど も、御指摘のとおり、それが伝わらないですとか、また、もっともっと対策があるのでは ないかということが御指摘の中にありましたので、そのようなことを、また、一つは、 やっぱり公表といいますか、町民の皆さんが、今どんな状況にあるかということを全て知 りたいのだと、そういうお気持ちだと思います。私どもも知っていることは全てお伝えを したいというふうに思いますけれども、制度上、また、いろいろな制約の中で、お伝えで きる部分とできない部分というのを分けなければいけない。これについては、私ども、忸 怩たる思いの中でありまして、ただ、お一人お一人の感染者の方、また、その御家族の 方、事業所の方の考え方と、また、そういうものもしっかり配慮をしなければいけないと いう中で、感染者が増え始めたときから、羅臼町で確実に分かる部分については公表させ ていただいております。診療所、羅臼町立の診療所で分かった部分の数については公表さ せていただいています。ただ、それ以外の情報については、不確定なところもありますの で、それを公表するということに至らなかった。これについては、今後、保健所、または 管内等との連携を図りながら、正しい情報が行き渡る連携ができるかどうかということ は、これも何度も管内で話し合われておりますので、それをさらに取り組みに生かしてい ければというふうに思っております。

いずれにしましても、羅臼町にとっては大変な状況になったということであります。こ こ何日かはゼロという日が続いておりますが、議員おっしゃるとおり、いつどうなるか分 からないという状況でありますので、さらなる感染防止対策を町民の皆さんに徹底をして いくと、まずはこのことに尽きるかなというふうに思います。

万が一の場合に備えて、これからも様々な取り組みを、準備をしておきたいというふうに考えております。御理解いただければと思います。

- 〇議長(佐藤 晶君) 髙島讓二君。
- **○3番(髙島譲二君)** 結局、今、町長の御答弁にありましたように、できるだけ町民を サポートしていくということで考えてよろしいですね。

羅臼町で、いろいろ制約があると思うのですけれども、極力、やっぱり情報を町のほうで集めて、本当に細かいことまで目配りをしてやっぱりやっていかないと、羅臼町民がやっぱりすごく不安に思うわけですから、安心感を与えることが、やっぱり一つすごく大事かなと私は思います。

管内では子どもの感染拡大の懸念も出ています。今後も基本的な感染対策を町民に呼びかけるとともに、羅臼町民の安全を守るために全力でサポートをお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

- ○議長(佐藤 晶君) ここで、11時35分まで休憩いたします。
  - 11時35分から再開いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時35分 再開

〇議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

〇議長(佐藤 晶君) 日程第6 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を 求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(湊屋 稔君) 議案書の36ページでございます。

諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項

の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

氏名につきましては、田中郁子氏。

住所につきましては、目梨郡羅臼町知昭町12番地。

生年月日、昭和27年3月26日生まれの69歳でございます。

任期につきましては、令和4年1月1日から令和6年12月31日まででございます。

田中氏につきましては、丸ト田中水産有限会社社員を務められており、近年まで、漁協 女性部部長として活躍されておられました。現在も女性団体を牽引する立場として精力的 に御活躍されております。

平成28年より人権擁護委員を務めていただいておりまして、経験、識見とも適任でありますので、議員の皆様の満堂の御賛同を賜りたく、お願いを申し上げます。

〇議長(佐藤 晶君) お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第6 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定いたしました。

#### ◎日程第7 報告第6号 専決処分した事件の承認について

○議長(佐藤 晶君) 日程第7 報告第6号専決処分した事件の承認について、議題といたします。

町長。

○町長(湊屋 稔君) 議案書の1ページをお開き願います。

報告第6号専決処分した事件の承認について。

また、この後予定しております議案第41号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算から、議案第45号令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算まで、また、議案第51号、さらに議案第46号から議案第50号財産の取得についてまで、副町長及び各担当課長から内容について説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(佐藤 晶君) 副町長。
- **〇副町長(川端達也君)** 議案の1ページをお願いいたします。

報告第6号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、 承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規 定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、令和3年8月23日であります。

3ページをお願いいたします。

令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,218万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,517万1,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページです。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

14款国庫支出金1,218万4,000円を追加し、3億8,885万5,000円。

2項国庫補助金1,218万4,000円を追加し、2億696万8,000円。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

歳入合計1,218万4,000円を追加し、50億8,517万1,000円。 5ページです。

歳出です。

4款衛生費598万4,000円を追加し、7億2,070万2,000円。

1項保健衛生費598万4,000円を追加し、3億77万9,000円。

簡易抗原検査キット購入費513万4,000円と、新型コロナウイルス陽性者家族に対する宿泊施設整備費で85万円となっております。

6款1項商工費620万円を追加し、1億6,701万6,000円。これにつきましては、町独自の羅臼町まん延防止特別措置宣言を発出したことに伴いまして、飲食店への協力支援金となっております。

これらの事業経費につきましては、8月17日から、町内において新型コロナウイルス陽性者が一気に発生したことに伴い、早急に感染予防対応を図る必要があると判断したことで、専決処分対応させていただいたものでありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

歳出合計 1,218万4,000円を追加し、50億8,517万1,000円となるものでございます。

なお、事項別明細書を別添資料として添付させていただいております。

また、事業の詳細につきましては、この後、引き続き担当課長より御説明させていただきます。

- 〇議長(佐藤 晶君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(福田一輝君)** それでは、専決した1項保健衛生費598万4,000 円のうち、2事業について、私のほうから説明をいたします。

参考資料の4ページをお願いいたします。

参考資料4ページ。

簡易抗原検査キット配付事業の概要につきまして御説明いたします。

目的といたしましては、町内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、陽性者または濃厚接触者など、保健所の指示がある方を除き、町内感染状況の推移を見ながら、町内福祉・介護及び保育事業の職員や、町内各学校の教職員、修学旅行や、そのほか不要不急以外等での流行拡大地域からの帰省が行われる方などに、簡易抗原検査キットを配付し、ウイルスの検出を確認することで、感染不安の解消と早期の自宅待機者や医療機関への受診に結びつけ、町内における今後の感染拡大を防ぐことを目的とするものでございます。

対象者は次の3点でございます。

- ①羅臼町内福祉・介護事業所従事者、幼稚園教諭、保育所職員、放課後児童クラブ職員、学校教職員。
- ②受験や就職試験、修学旅行など、不要不急以外等で流行拡大地域との往来があった 者。
  - ③その他町長が認める者としております。

米印として、検査対象は無症状者といたします。症状がある方につきましては、医療機関への受診を促します。

米印の2番目ですが、町の住民基本台帳に登録のある方で、進学により町外に住所を移動した学生で、その保護者が町の住民基本台帳に登録する場合を含みます。

また、検査で検出ありとなった場合は、速やかに医療機関へ連絡を行うことを徹底する ものでございます。

配付の方法です。

各事業所へは役場から配付。

そのほか、役場窓口での配付と、また、高齢者など、来庁できない者については配付を 行うこととしております。

事業費でございます。

簡易抗原検査キット、合計で2,090セット、金額の合計が510万900円でございます。

また、広告費、新聞折込料5回分を見込みまして、3万2,175円。

合計で513万4,000円となるものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

宿泊待機施設整備事業の概要につきまして御説明いたします。

この事業につきましては、中標津保健所からの依頼によるものでございます。

目的といたしまして、新型コロナウイルス感染症の流行により、町内で多くの感染者や 濃厚接触者が確認されていることから、感染者以外の家族、同居家族に対して、町内に保 有する空き住宅を宿泊待機施設として活用するため、生活に必要な備品等を整備するもの でございます。

施設の概要でございますが、旧教職員住宅4戸。海岸町に1戸、八木浜町1戸、麻布町 1戸、峯浜町1戸でございます。

事業の内容です。

宿泊待機施設として必要な生活備品及び消耗品等の整備及び必要な光熱水費、燃料費等 の負担をするものでございます。

事業費につきまして、需用費が合計30万円。内訳といたしましては、アルコール消毒液、ハンドソープ、ペーパータオル等、感染対策消耗品として、3万円掛ける4戸分で12万円。トイレットペーパーや各種洗剤等、宿泊施設消耗品として、3万円掛ける4戸分で12万円。光熱水費が5,000円の4戸分で2万円。燃料費が1万円掛ける4戸分で4万円。

後務費につきましては5万円です。内訳としては、宿泊施設寝具等のクリーニング代等 でございます。

備品につきましては50万円。内訳としまして、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、ガス 台、それぞれ4戸分でございます。

合計85万円となるものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(佐藤 晶君) まちづくり担当課長。
- **○まちづくり担当課長(石崎佳典君)** 続きまして、専決処分をいたしました羅臼町まん 延防止特別措置宣言対応飲食店協力支援金の概要について御説明いたします。

参考資料の6ページをお願いいたします。

最初に目的でございますが、羅臼町内の新型コロナウイルス感染拡大により、羅臼町まん延防止特別措置宣言が発出されたことに伴い、町内飲食店に要請した営業時間の短縮及び酒類の提供停止等の協力要請に応じた飲食店に対し、協力支援金による支援を実施するものでございます。

対象期間は、特別措置宣言の期間で、8月24日から9月12日までとしております。 ただし、急遽の要請ということも考慮し、特別な理由がある場合は、要請に応えていただ く開始時期を8月26日からでもよいものとしております。

交付対象者でございますが、飲食、飲酒の場での感染が非常に多いということから、飲食店事業者のうち、酒類の提供を行っている店舗、または従前から午後8時を超えて営業を行っている店舗を対象としております。

また、要請期間中の全てにおいて要請に応じることを条件としています。

要請内容でございますが、午後8時までの営業時間の制限と、酒類の提供停止、これは終日で、利用者による酒類の持ち込みを含むものでありまして、この二つを要請の柱として、感染防止対策の実施、カラオケ設備の利用停止、業種別ガイドラインの遵守が要請内容でございます。

給付額は、1店舗につき、営業内容によって、10万円または20万円でございます。 これは要請期間20日間に対しての協力支援金でございます。

事業費は、10万円給付店舗を12件、20万円給付店舗を25件、合計37件見込みまして、620万円でございます。

以上でございます。

○議長(佐藤 晶君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、報告第6号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

報告第6号専決処分した事件の承認について、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第7 報告第6号専決処分した事件の承認については、承認すること に決定いたしました。

ここで、昼食のため、1時まで休憩いたします。

1時から再開をいたします。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

〇議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第41号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

〇議長(佐藤 晶君) 日程第8 議案第41号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

**〇副町長(川端達也君)** 議案の10ページをお願いいたします。

議案第41号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,384万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,901万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

11ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

10款1項地方交付税834万7,000円を減額し、19億5,955万3,000 円。

歳出の財源調整として、特別交付税に求めるものでございます。

- 14款国庫支出金2,188万4,000円を追加し、4億1,073万9,000円。
- 1項国庫負担金513万8,000円を減額し、1億7,462万円。

内容につきましては、予算科目に相違があったため、1,957万9,000円を減額し、同額を国庫補助金へ組みかえるものでございます。

また、新型コロナワクチンの対象年齢が12歳まで引き下げられたことによるワクチン接種委託料などが国からの負担金として1,444万1,000円の追加となります。

2項国庫補助金2,702万2,000円を追加し、2億3,399万円。

内訳につきましては、先ほどの予算科目の組みかえ1,957万9,000円の追加と、第4回臨時議会で可決していただいた新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金について、対象事業者の増に伴って、予備費120万円を充当したものに対しての財源の組みかえになっております。

また、知床未来中学校の修学旅行が新型コロナウイルス感染症の影響で延期になったことでキャンセル料が発生したことによる保護者負担分の補助として46万1,000円を、それぞれ新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金からの充当でございます。

さらに、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害救済に関わる調査委員会設置などに対して518万4,000円。

予防接種台帳システム改修40万3,000円。

小学校と幼稚園 L E D 改修事業に対する事務費 19万5,000円が、それぞれ国庫補助金となります。

15款道支出金3万2,000円を追加し、1億6,668万6,000円。

2項道補助金3万2,000円を追加し、6,373万7,000円。

これにつきましては、土地利用規制等対策事業交付金の算定基準の見直しによるものでございます。

19款1項繰越金841万9,000円を減額し、1,000円。

歳出の財源調整のため、前年度繰越金に求めるものでございます。

- 20款諸収入883万3,000円を追加し、5,108万7,000円。
- 3項雑入883万3,000円を追加し、4,586万1,000円。

内容につきましては、地球温暖化対策活動推進事業を実施するに当たり、一般社団法人 地域環境共生社会連携協会からの補助金454万円。

また、令和2年度障がい者自立支援給付費の国庫及び道費負担金の交付額確定により、 429万3,000円が追加となります。

21款1項町債2,986万円を追加し、6億2,434万5,000円。

内訳につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、知床開きが中止になったことで、その財源として予定しておりました知床開き開催事業債550万円の減額。

また、令和3年度普通交付税の確定により、臨時財政対策債3,536万円の追加となります。

歳入合計4,384万3,000円を追加し、51億2,901万4,000円となるものでございます。

12ページでございます。

歳出でございます。

2款総務費837万2,000円を追加し、15億6,154万6,000円。

1項総務管理費749万2,000円を追加し、11億7,870万4,000円。

内容につきましては、消火栓移設に伴う仕切り弁の設置工事費として、消防事務組合負担金397万1,000円。

新型コロナウイルス感染症予防対策として、職員の分散勤務をコミュニティセンターで 実施したことにより、施設の燃料費12万6,000円。

土地利用規制対策事業交付金増額に伴う事務費3万2,000円。

電算システムの強靭化、環境公開に関わる自治体情報システム協議会負担金などで33 6万3,000円となります。

7項防災費88万円を追加し、3億5,571万円。

防災無線個別受信機の故障が予想より多く出ておりまして、在庫不足が生じる恐れがあることから、50台分の追加購入経費となっております。

3款民生費485万7,000円を追加し、5億1,214万9,000円。

1項社会福祉費378万2,000円を追加し、4億601万6,000円。

令和2年度障がい者医療費の国庫と道費負担金などの交付額の確定に伴って返還金が発生したことで、344万7,000円。

また、介護保険システム改修に伴う経費33万5,000円を介護保険事業特別会計への繰出金として追加するものであります。

2項児童福祉費107万5,000円を追加し、1億608万2,000円。

令和2年度子ども・子育て支援交付金精算による返還金82万7,000円。

さらに、令和2年度実施した子育て世帯臨時特別給付事業、この交付額の確定に伴う返還金が5万3,000円。

児童手当システム改修に伴う負担金が19万5,000円。

これら、それぞれ追加となります。

4款衛生費2,956万4,000円を追加し、7億5,026万6,000円。

1項保健衛生費2,504万6,000円を追加し、3億2,582万5,000円。

新型コロナウイルスワクチン接種対象者が12歳に引き下げられたことによる接種委託料と接種費用の時間外加算の上乗せ分や、ワクチン接種による健康被害救済に関する調査委員会の設置等に要する経費が1,962万5,000円でありますが、これは全額国からの負担金や補助金となっております。

また、予防接種を適切に行えるよう、予防接種の接種履歴を、マイナンバー制度を活用 して市町村間で確認できるようシステムを改修する経費88万円。

さらに、昨年度から実施しております地球温暖化対策への理解と機運を高める国民運動のクールチョイスに賛同して、啓発活動などの取り組みを進める経費 4 5 4 万 1,000 円でありますが、全額一般社団法人地域環境共生社会連携協会からの補助金となっております。

3項清掃費451万8,000円を追加し、4億1,740万4,000円。

生ごみ処理施設の粉砕器の劣化による修繕費が410万円。

また、水産系廃棄物処理施設の敷地内でコンクリートブロックですとか鉄くずなどの廃棄物が発見されまして、これを処理する経費41万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

6款1項商工費563万2,000円を減額し、1億6,138万4,000円。

新型コロナウイルスの感染症の影響により、知床開きが中止になったことで、これに要する経費を減額するものでございます。

8款教育費668万2,000円を追加し、4億5,619万5,000円。

1項教育総務費46万1,000円を追加し、6,982万6,000円。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、知床未来中学校の修学旅行が延期になったことでキャンセル料が発生し、保護者の負担を軽減するための補助金であります。

2項小学校費19万5,000円を追加し、1億505万2,000円。

小学校と幼稚園のLED改修工事施工に当たり、事務費につきましても交付金の対象となったものでございます。

3項中学校費37万4,000円を追加し、2,489万円。

知床未来中学校温泉管の一部破損による修理費となっております。

4項幼稚園費47万2,000円を追加し、4,457万5,000円。

羅臼幼稚園熱交換器の劣化による修繕費となっております。

6項保健体育費518万円を追加し、1億8,104万5,000円。

これにつきましては、給食センターの空調機器の故障に伴う修理費78万円と、温水 プール施設内の空気を調整する送風用機器故障による入れかえ工事として440万円でご ざいます。

歳出合計4,384万3,000円を追加し、51億2,901万4,000円となるものでございます。

13ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。

2件の変更でございます。

1件目の起債の目的、知床開き開催事業債、過疎対策事業債につきましては、知床開きの開催が中止になったことで、限度額の550万円をゼロ円に変更するものでございます。

2件目の起債の目的、臨時財政対策債につきましては、令和3年度の普通交付税の確定 に伴い、限度額を7,348万5,000円から1億884万5,000円へ変更するもの でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

以上でありますが、事項別明細書を別添資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**〇議長(佐藤 晶君)** 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を 許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

# ◎日程第9 議案第42号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計 補正予算

〇議長(佐藤 晶君) 日程第9 議案第42号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健·国保担当課長。

**〇保健・国保担当課長(洲崎久代君)** 議案の14ページをお願いいたします。

議案第42号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ723万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1万2,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

15ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

6款1項繰越金に723万4,000円を追加し、723万5,000円。

内容につきましては、前年度繰越金を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

歳入合計、723万4,000円を追加し、10億1万2,000円とするものでございます。

16ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費に723万4,000円を追加し、1,891万7,000円。

1項総務管理費に723万4,000円を追加し、1,455万4,000円。

前年度繰越金を財政調整基金に積み立てるため、積立金に723万4,000円を追加するものでございます。

このことにより、国民健康保険財政調整基金の残額は1億4,531万2,174円となっております。

歳出合計、723万4,000円を追加し、10億1万2,000円とするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る9月7日開催の令和3年第5回羅臼町の国民 健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているもので ございますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料27ページから32ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**〇議長(佐藤 晶君)** 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を 許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

◎日程第10 議案第43号 令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正

○議長(佐藤 晶君) 日程第10 議案第43号令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業 特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(福田一輝君) 議案の17ページをお願いいたします。

議案第43号令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

予算

令和3年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ567万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,301万8,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

18ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

- 3款国庫支出金に33万3,000円を追加し、1億1,559万7,000円。
- 2項国庫補助金に33万3,000円を追加し、3,546万3,000円。

内容といたしましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費に対する国からの補助金 でございます。

4 款 1 項支払基金交付金に 2 0 万 5, 0 0 0 円を追加し、 1 億 1, 6 5 7 万 3, 0 0 0 円。

内容といたしましては、令和2年度地域支援事業支援交付金に係る前年度精算分として 交付されるものでございます。

5款道支出金9万1,000円を追加し、6,315万6,000円。

2項道補助金9万1,000円を追加し、734万7,000円。

内容といたしましては、令和2年度介護予防事業交付金に係る前年度精算分として交付 されるものでございます。

7款繰入金306万4,000円を追加し、9,668万7,000円。

1項他会計繰入金33万5,000円を追加し、8,100万4,000円。

内容といたしましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費について、国庫補助金を 除いた経費について、一般会計より繰り入れるものでございます。 2項基金繰入金272万9,000円を追加し、1,568万3,000円。

内容といたしましては、令和2年度介護関係交付金事業の額の確定に伴う償還金の財源 として、償還金の総額から、さきに説明いたしました当該事業の前年度精算分として追加 される交付金と、この後、御説明いたします前年度繰越金を除いた残りの不足分を介護給 付費準備金繰入金より繰り入れるものでございます。

8款1項繰越金198万円を追加し、198万1,000円。

内容といたしましては、令和2年度介護関係交付金事業の額の確定に伴う償還金の財源 として、前年度繰越金に求めるものでございます。

歳入合計567万3,000円を追加し、4億8,301万8,000円となるものでございます。

19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

- 1款総務費66万8,000円を追加し、632万6,000円。
- 1項総務管理費66万8,000円を追加し、333万8,000円。

内容といたしましては、令和3年度介護報酬改定等に伴うシステム改修費でございます。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金500万5,000円を追加し、510万6,00円。

内容といたしましては、令和2年度介護給付費等交付金及び地域支援事業交付金等の額の確定に伴う交付金の返還金でございまして、国庫支出金等返還金が334万9,000円、支払基金交付金精算金が71万9,000円、道支出金等返還金が93万7,000円の、合計500万5,000円でございます。

歳出合計、567万3,000円を追加し、4億8,301万8,000円となるもので ございます。

以上でございます。

**○議長(佐藤 晶君)** 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を 許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

◎日程第11 議案第44号 令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第11 議案第44号令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健·国保担当課長。

○保健・国保担当課長(洲崎久代君) 議案の20ページをお願いします。

議案第44号令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ7,705万4,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

21ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

- 5款諸収入に8万円を追加し、17万3,000円。
- 2項雑入に8万円を追加し、17万2,000円。

令和2年度分の確定による保険料の算出還付に伴う後期広域連合からの補填分でございます。

歳入合計、8万円を追加し、7,705万4,000円とするものでございます。

22ページをお願いします。

歳出です。

- 3款諸支出金に8万円を追加し、17万2,000円。
- 1項償還金及び還付加算金に8万円を追加し、17万2,000円。

令和2年度分の年金特徴者の保険料に還付額が発生したことにより、当初予算額に不足が生じる恐れとなったため、23節償還金利子及び割引料、保険料還付金に8万円を追加するものでございます。

歳出合計、8万円を追加し、7,705万4,000円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料41ページから44ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**〇議長(佐藤 晶君)** 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を 許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

## ◎日程第12 議案第45号 令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

〇議長(佐藤 晶君) 日程第12 議案第45号令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計 補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

**〇建設水道課長(佐野健二君)** 議案の23ページをお開き願います。

議案第45号令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算でございます。

今回の補正につきましては、礼文町に設置されている消火栓1基の移設を根室北部消防 事務組合からの受託工事により実施する費用でございます。

第1条は、総則でございます。

令和3年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

令和3年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり 補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益に397万1,000円増額し、1億9,251万円。

第1項営業収益に397万1,000円増額し、1億5,159万4,000円とするものであります。

内容といたしましては、消火栓移設に係る根室北部消防事務組合からの負担金であります。

支出でございます。

第1款水道事業費用に397万1,000円増額し、1億9,251万円。

第1項営業費用に397万1,000円増額し、1億6,924万4,000円とするものであります。

内容といたしましては、消火栓1基の移設に係る受託工事費用であります。

なお、別冊資料 4 7ページから 4 8ページに補正予算実施計画を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**〇議長(佐藤 晶君)** 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を 許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

◎日程第13 議案第51号 羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第13 議案第51号羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

**〇企画振興課長(八幡雅人君)** 議案の35ページをお願いいたします。

議案第51号羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案の計画につきましては、これまでの過疎地域自立促進特別措置法の考え方を維持しつつも、地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現が重要であるとの認識のもと、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行され、引き続き当町が過疎地域に指定されたことに伴い、策定するものでございます。

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年であり、本計画は、法改正に基づき、改めて策定するものですが、計画内容は、既に当町で策定されております羅臼町第7期総合計画及び第2期羅臼町総合戦略を踏襲したものとなっております。

なお、令和3年8月17日に北海道との協議を終了し、同意を得ているものでございます。

それでは、市町村計画の内容につきまして、別冊資料の羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画で説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

1ページから5ページにかけましては、基本的な事項として、羅臼町の概況を記載して おります。

その中の2ページから4ページに、羅臼町において特に重要と考える社会的変化と課題 を八つ示しております。

- 一つ目は、全国各地で頻繁に起きております異常気象や自然災害による被害を最小限に抑え、町民が安全、安心に暮らせるための災害に強いまちづくりと、安心して暮らせるための医療体制の整備が求められております。
- 二つ目は、世界自然遺産知床の豊かな海や雄大な自然環境の保全と環境問題、また、持続可能な開発目標であるSDGsの理念に基づいた持続可能な羅臼町の姿の実現を目指す必要があります。

三つ目は、ライフスタイルや価値観の多様化が進み、町内会などの身近なコミュニティ の活性化による地域づくりや、新型コロナウイルスの影響による新たな生活様式や働き方 への対応が求められております。 四つ目は、男女平等の実現に向けた女性の社会進出を社会全体で取り組む必要があります。

五つ目は、次世代を担う子どもたちの育成に向けた、豊かで多様な学びと、生きがいの ある暮らしを送ることができる生涯学習や地域活動、スポーツ活動の活性化を図る必要が あります。

六つ目は、人口減少社会が到来し、当町においても人口が大きく減少している中、地域 産業の活性化や子育て支援対策などに力を入れ、若い世代が将来の羅臼町に夢や希望を持 てるまちづくりが求められております。

七つ目は、高度情報化の進展に対応したまちづくりに積極的に取り組むとともに、地域 社会での有効活用が求められております。

そして八つ目は、海外からの観光客増加を見据えた受け入れの環境整備が求められております。

これらまちづくりの課題と現状を整理しながら、引き続き自助、共助、公助、協働と役割分担、人材育成の考えに基づいた協働のまちづくりを実践し、総合的、計画的なまちづくりを推進してまいります。

6ページから7ページにかけましては人口の動向を、8ページから11ページにかけましては行財政の状況を記載しております。

12ページから14ページにかけましては、まちづくりの目標と基本方針を示しております。

まちづくりの目標及び将来テーマは、第7期総合計画と同じく、様々な時代の潮流と地域の特性を踏まえ、人、町、自然、生き生き知床創生、魚の城下町羅臼といたしました。

また、まちづくりの基本方針も、第7期総合計画と同じく、町民とともにつくり上げる 協働のまちづくり、想像から創造へといたしました。

15ページから18ページにかけましては、新しいまちづくりに向けた5点の重点施策 を記載しております。

1点目の人口減少克服に向けた対策では、まちづくりを進める上で、人口減少対策が非常に大きな課題となっておりますので、主要産業である漁業と観光の振興、新たな産業の創出、少子化対策を軸とした各種施策の展開により、若い世代が将来に希望を持てるまちづくりを推進してまいります。

2点目の、Kプロジェクトの推進では、新たなリーダーの養成を図るとともに、将来の町を自分たちで考え、つくり上げていく意識を醸成し、町民が幸福と感じるまちづくりを進め、将来を担う次世代の子どもたちに誇れる羅臼町をつくっていくために、Kプロジェクトを推進してまいります。

3点目の、町営住宅等建て替え推進事業では、町民が安心、安全に住み続けられる良質な町営住宅の形成を基本目標としながら、当町の将来人口推計や、社会、経済状況の変化を踏まえた計画を推進してまいります。

4点目の、安定した水道の供給では、町民生活に欠かすことのできない水道を将来にわたり安定して供給するため、老朽施設等の計画的な更新と、効率的かつ効果的な事業経営や、適正な水道料金の確保に努めてまいります。

5点目の、地下資源の安定的な維持と、再生可能エネルギーとしての活用では、安定的な温泉水等の熱水供給を図るとともに、地下熱資源を活用した地域振興を検討してまいります。

19ページから22ページにかけましては、人口に関する目標を設けている第2期羅臼 町総合戦略の四つの基本目標、基本的方向、評価指標を、地域の持続的発展のための基本 目標として掲げております。

基本目標1では、若い世代が安心して働ける魅力ある産業の振興として、漁業を中心と した産業の活性化と、若者が働きたいと思える安定した就業環境の目標整備を目指すもの であります。

基本目標2では、知床羅臼町の魅力を生かした移住定住の推進として、年間を通じた交流人口の拡充と、知床の魅力をPRし、住みやすい環境づくりを目指すものであります。

基本目標3では、結婚、出産、子育てをしやすい環境と、未来を担う子どもたちの教育環境の整備として、結婚、出産、子育てをしやすい環境づくりと、魅力ある教育環境の整備を図るものであります。

基本目標4では、若い世代が主体となった知床羅臼未来づくりの推進として、町民の気づきにより、結束、行動、継続へとつながる環境醸成と、社会生活基盤、自然環境に配慮したまちづくりを進めるものであります。

23ページから28ページにかけましては、公共施設等総合管理計画との整合性について記載しております。

本市町村計画には、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方を転記し、市町村計画に記載された全ての公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合する旨を明示することとされておりますので、町内における公共建築物の施設類型ごとに基本方針を示しております。

29ページには、持続可能な開発目標、SDG s の推進について記載しております。

生まれ育った町に暮らし続けたい、活力ある町で暮らしてみたい、この町のことを愛し、創造したいと思えるまちづくりに向け、重点目標と最重点目標を設定し、持続可能な 羅臼町の姿の実現に取り組むものであります。

以降、30ページから114ページにかけましては、ただいま御説明いたしました計画 の基本構想における施策の方向を受けまして、具体の分類に対しての現況と問題点、その 対策を整理し、それらに伴う主要な対策と計画の概要を記載しておりますので、お目通し 願います。

以上、羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を 許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

◎日程第14 議案第46号 羅臼町過疎地域持続的発展特別事業基金条例制定について

〇議長(佐藤 晶君) 日程第14 議案第46号羅臼町過疎地域持続的発展特別事業基金条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長(対馬憲仁君) 議案の24ページをお願いいたします。

議案第46号羅臼町過疎地域持続的発展特別事業基金条例制定について。

羅臼町過疎地域持続的発展特別事業基金条例を別紙のとおり制定する。

25ページをお願いします。

羅臼町過疎地域持続的発展特別事業基金条例。

本条例につきましては、議案の25ページに掲載しておりますが、条例の内容につきまして、お手元に別冊として配付しております参考資料の羅臼町過疎地域持続的発展特別事業基金条例制定説明資料により御説明させていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

参考資料の10ページ、資料3をお開き願います。

初めに、条例の制定理由ですが、本条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が公布されたことに伴い、羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画に基づく過疎地域持続的発展特別事業、いわゆるソフト事業の年度間における財源調整を行うために、基金を設置するものであります。

なお、旧過疎法、過疎地域自立促進特別措置法による羅臼町過疎地域自立促進市町村計画に基づく羅臼町過疎地域自立促進事業特別基金条例は廃止するものであります。

次に、条例の制定内容ですが、第1条は設置です。

本町の持続的発展及び地域活性化に資するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第2項の規定により実施する過疎地域持続的発展特別事業の財源確保を目的に、羅臼町過疎地域持続的発展特別事業基金を設置すると定めるものであります。

11ページをお願いいたします。

第2条は積立てです。

基金は、法第8条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に定める事業の実施につき、法第14条第2項の規定により発行する地方債による歳入の一部(事前に基金による

特別事業として計画した事業分の地方債による歳入に限る。)を積み立てると定めるものであります。

第3条は管理です。

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと定めるものであります。

第4条は運用益金の処理です。

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れると定めるものであります。

第5条は処分です。

基金は、第2条に規定する特別事業として計画した事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができると定めるものであります。

第6条は委任です。

この条例に関するもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるものであります。

附則といたしまして、1項は施行期日等で、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものであります。

2項は、羅臼町過疎地域自立促進特別事業基金条例の廃止で、羅臼町過疎地域自立促進 特別事業基金条例は廃止するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

〇議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を 許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

# ◎日程第15 議案第47号 羅臼町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する 条例制定について

〇議長(佐藤 晶君) 日程第15 議案第47号羅臼町過疎地域における固定資産税の 課税免除に関する条例制定について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務担当課長。

○税務担当課長(飯島 東君) 議案の26ページをお願いします。

議案第47号羅臼町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について。

羅臼町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定する。

27ページをお願いします。

羅臼町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例。

本条例につきましては、議案の27、28ページに掲載していますが、条例の内容につきまして、お手元に別冊として配付しております参考資料の羅臼町過疎地域における固定 資産税の課税免除に関する条例制定説明資料により御説明させていただきますので、特段 の御理解を賜りたいと存じます。

参考資料の12ページ、資料4をお開きください。

初めに、条例の制定理由ですが、本条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が公布されたことに伴い、町過疎地域の持続的発展に資する産業振興をより効果的に促進するため、企業立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高める観点から、過疎地域内において一定の事業用資産を取得した租税特別措置法の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、下宿営業を除く旅館業について、条例に基づいて課税免除または不均一課税を行った場合、最初に課税免除等を行った年度から3年間、地方税の減収の75%を普通交付税で補填されるものでありますので、課税免除の適用をするため、持続的発展計画において振興すべき業種として定めるとともに、条例制定するものであります。

次に、条例の制定内容ですが、第1条は趣旨です。

この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定により過疎地域の公示をされた羅臼町の区域内において、過疎法第24条に規定する地方税の課税免除に伴う措置が適用される事業の用に供する設備の取得等を行った者に係る固定資産税の課税について、羅臼町町税条例の特例を定めるものとすると定めるものであります。

具体的な措置の内容ですが、対象業種は、製造業、下宿営業を除く旅館業、農林水産物 等販売業、情報サービス業等となります。

取得価格要件は、資本金の規模に応じ、500万円以上となります。

対象となる設備投資は、取得または製造もしくは建設となりますが、建物等につきましては、増築、改築、修繕または模様替えのための工事による取得または建設を含むものであります。

適用期間は、令和6年3月31日までで、最初の課税免除を行った年度から3年間となります。

対象税目は固定資産税で、当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地となります。

13ページをお願いいたします。

説明の前に、1点、訂正をお願いいたします。

13ページ、一番下部のところなのですけれども、(ア)羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画<抜粋>とあるところの計画期間につきまして、表示としては令和3年4月1日から令和6年3月31日となっておりますが、ここを令和3年4月1日から令和8年3月

31日と訂正させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 説明に戻ります。

なお、取得価格要件の区分につきましては、(イ)対象業種別・資本金別取得価格の下限額のとおり、資本金規模が5,000万円未満の場合、全ての対象業種で500万円以上が対象となりますが、製造業と旅館業では、資本金規模が5,000万円を超える場合は1,000万円以上、1億円を超える場合は2,000万円以上となります。ただし、資本金規模が5,000万円を超える法人につきましては、新設または増設に係る取得等に限るものであります。

第2条は特例適用の範囲です。

この条例は、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法第12条第1項または第45条第1項の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して適用すると定めるものであります。

なお、羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画におきましては、産業振興促進区域は町内 全域、業種は製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業、情報サービス業 等。

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間と記載されております。

ただし、業種のうち、畜産業及び水産業につきましては、道税である事業税の対象となるものでありますので、本条例の適用を受ける対象とはなっておりません。

14ページをお願いいたします。

第3条は課税免除です。

町長は、前条の規定に該当する固定資産について、新たに固定資産税を課されることとなった年度以降、3年度分の固定資産税に限り免除するものとすると定めるものであります。

第4条は課税免除の申請です。

前条の規定により固定資産税の免除を受けようとする者は、当該課税免除を受けようとする年の1月31日までに町長に申請しなければならないと定めるものであります。

第5条は課税免除の取り消しです。

町長は、第3条の規定により課税免除を受けた者が、次の各号のいずれか、課税免除の 要件を欠くことが明らかになったときや虚偽の申請、その他不正の行為があったときに該 当すると認められるときは、当該課税免除を取り消すことができるものと定めるものであ ります。

第6条は委任です。

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めると定めるものであります。

附則として、1項は施行期日等で、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用す

るものであります。

2項はこの条例の失効で、この条例は、過疎法がその効力を失う日限り、その効力を失う。ただし、この条例の執行前に第2条に規定する要件を満たすこととなった固定資産に対する課税の特例の適用については、なお従前の例によるものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を 許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

◎日程第16 議案第48号 羅臼町証紙条例の一部を改正する条例制定について◎日程第17 議案第49号 羅臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を 改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第16 議案第48号羅臼町証紙条例の一部を改正する条例制定について及び日程第17 議案第49号羅臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についての2件は関連がありますので、一括議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長(湊 慶介君) 議案の29ページをお願いします。

議案第48号羅臼町証紙条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町証紙条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

30ページをお願いします。

羅臼町証紙条例の一部を改正する条例。

羅臼町証紙条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中、「種類は、」の次に「5円、」を、「10円、」の次に「13円、20円、」を、「120円」の次に「、160円、」を加え、「及び」を削り、「200円」の次に「及び7,000円」を加える。

別記様式を次のように改める。

附則として、この条例は、令和4年3月1日から施行する。

なお、別記様式につきましては、3リットル及び15リットルの追加となっているものであります。

続きまして、議案の31ページをお願いいたします。

羅臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定す

る。

32ページをお願いします。

羅臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6号を削る。

第6条第2項中「、建築廃材」を削り、同条第4項を削る。

第3章を削り、第4章中第29条を第24条とし、第30条を第25条とし、同章を第 3章とする。

別表1中「」を33ページ別表1中「」に改める。

附則として、第1項、施行期日。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2項、経過措置。

この条例の施行日の前日までに納付した一般廃棄物処理手数料のうち、この条例による 改正前の羅臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第21条別表1の資源ごみに限り、令 和4年6月30日まで引き続き使用することができる。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を 許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

#### ◎日程第18 議案第50号 財産の取得について

**○議長(佐藤 晶君)** 日程第18 議案第50号財産の取得について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(福田一輝君) 議案の34ページをお願いいたします。

議案第50号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、取得物件につきましては、知床らうす国民健康保険診療所で使用する上部・下部ビデオスコープでございます。

- 2、取得の目的は、医療機器更新でございます。
- 3、取得価格につきましては、1,062万6,000円。
- 4、取得の相手方につきましては、釧路市海運1丁目1番8号、株式会社竹山釧路支店、支店長松原健夫でございます。

なお、詳細につきまして、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の22ページ、 資料8を御参照ください。

知床らうす国民健康保険診療所備品購入事業(上部・下部ビデオスコープ)の仕様書で ございます。

このたびの医療機器購入につきましては、オリンパス株式会社製の上部消化管汎用ビデオスコープ(経鼻)、いわゆる鼻から挿入するタイプの胃カメラと、大腸ビデオスコープ、いわゆる大腸カメラ及びそれらに対応したビデオシステム一式でございます。

経鼻の胃カメラは平成19年度購入のものの入れかえ。

大腸カメラにつきましては平成13年度購入のものの入れかえでございます。

このことによりまして、診療所で使用される胃カメラは、経鼻の胃カメラ1台、経口、口からの胃カメラが2台となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**〇議長(佐藤 晶君)** 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を 許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

#### ◎散会宣告

○議長(佐藤 晶君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月16日は午前10時開議といたします。

議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

議員

議員